

KNC NETWORK NEWS

2018年4月28日・5月5日合併発行

《お知らせ》

いつも、『KNC=NETWORK ニュース』をご講読頂き、誠にありがとうございます。

今週号は4月28日(土)・5月5日(土)合併号とさせていただきます。

次号は5月12日(土)発行となりますので、宜しくお願い申し上げます。



(有)北野財経システム

税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://kncc.co.jp>

経営一言:私の言葉や体験が皆様の何かのきっかけになればと思っています。

(羽生 結弦選手 男子フィギュアスケート世界一)

— 所長コメント: 限界迄の訓練や鍛錬により、一つのことを極めた人の言動は人の心を打ち、感動や感激を与えてくれる。本当に素晴らしいことです。—

気になる記事: 電力、広域一括で安く。セブン3000店、関電に乗り換え。

産業界で電力を広域一括して調達し、コストを引き下げる動きが出てきた。セブンイレブン・ジャパンは中部地方や西日本のコンビニエンスストア3000店超で地元の大手電力などから、関西電力に切り替える。電力自由化を受けて大手電力が地元以外で攻勢を掛け、新電力を含めた競争が激しくなっている。電力を大量に使う大手企業の選択肢も増えており、乗り換えの動きが広がりそうだ。

美術品と減価償却 《税務》

会社を取得する美術品のうち1点100万円未満のものは、法定耐用年数に応じて減価償却することが可能です。金属製の彫刻の耐用年数は15年、絵画や陶磁器、金属製以外の彫刻は8年にわたって損金に算入します。

ただし、100万円以上の美術品でも「時の経過で価値が減少することが明らかなもの」は減価償却資産として損金に算入することが認められます。具体的には、会館ロビーや葬祭場のホールのような不特定多数が利用する場所に飾る美術品や、移動できず一定の用途だけに使うことが明らかな美術品が該当します。

美術品の価格が30万円以下なら、全額を一度に損金にできる「少額減価償却資産特例」を適用することも可能です。1年間に合計300万円までの減価償却資産を一括損金にできます。

成果の上がる仕事術 《経営》

仕事が忙しい時は、どの仕事から手を付けたら良いか迷ったり、一番にやるべき仕事に着手出来なかつたりします。このような時は、多くの仕事に手を付けても大きな成果にならず、仕事にやりがいも感じません。

では、仕事や勉強に集中して成果を上げる為には、どんな心構えが必要でしょうか。例えば、兵法書(孫子兵法等)によると、敵を攻撃する場所は両側に岩壁があって道幅が狭い所が有利だとされます。このような場所を通過する時は、的を絞って周囲に意識を集中する事が有効です。仕事の優先順位選定と関連しますが、成果を上げる為には、次のような点に留意することです。(1)仕事の優先順位は、その重要度や緊急度に従い、好みや気分によって左右されないように選定する(一般原則)(2)単調な仕事又は困難な仕事は、時々間を置いたり、別な仕事を入れたりして気分転換を図る(3)適度な水量を受ければ順調に回転する水車の原理と同じで(全部水中に入っていたり、全部水面から出ていたりすると全く回転しない)、仕事の中の気の入れ方や抜き方を工夫する。

配偶者特別控除の見直し 《税務》

税制改正により、配偶者の所得によっても変わりますが、所得が900万円を超える人は控除額が減ります。

まず、配偶者の年収が103万円(年間給与所得38万円)以下なら配偶者控除を受けられます。そして、配偶者に103万円を超える収入があっても、その所得金額に応じて一定額までは「配偶者特別控除」で所得からの控除が可能です。

配偶者特別控除の控除額は平成29年度の税制改正により、平成30年分から大幅に変更されています。控除を受ける納税者本人の所得や配偶者の所得によって額は異なりますが、控除を受ける人の合計所得金額が900万円以下なら、配偶者の給与収入150万円までは38万円の配偶者特別控除を受けられます。900万円を超えると段階的に控除額は減り、1千万円を超えると配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。

以前の配偶者特別控除は配偶者の年収が130万円~141万円の範囲内の時に適応していましたが、改正後は上限が201万円に引き上げられました。

短期雇用のバイトに支払う月払いの源泉徴収 《税務》

雇用期間が2カ月以内の短期間雇用の源泉徴収は、「源泉徴収税額表」の「日額表」を使って計算します。

会社は源泉徴収する際、給与所得の源泉徴収税額表の「月額表」もしくは「日額表」を使って源泉所得税額を計算します。月払いの社員の源泉徴収額は、時給や日給として給与計算していても「月額表」を使うのが原則です。

ただし例外もあり、2カ月以内の期間を決めて雇用する人の源泉徴収額は、月払いでも「日額表」で計算します。2カ月を超えて継続雇用しない日雇い労働者も同様です。適用する表を誤ると税額が変わってしまうので注意が必要です。

月額表には、扶養控除等申告書の提出の有無などで「甲欄」と「乙欄」を使い分けます。日額表はこれに加え、「乙欄」がありません。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikei@kncc.co.jp

までお寄せください。